

令和6年第20回

荒川区教育委員会定例会

令和6年10月25日

於) 第九中学校 ランチルーム

荒川区教育委員会

令和6年荒川区教育委員会第20回定例会

- | | | |
|--------|---|--|
| 1 日 時 | 令和6年10月25日 | 午後4時30分 |
| 2 場 所 | 第九中学校 ランチルーム | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
小 林 敦 子
長 島 啓 記
坂 田 一 郎 |
| 4 欠席委員 | 委 員 | 繁 田 雅 弘 |
| 5 出席職員 | 教 育 部 長
教育総務課長
教育施設課長
教育施設担当課長
学 務 課 長
指 導 室 長
教育センター所長
生涯学習課長
ゆいの森課長
書 記
書 記
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
田 中 欣 也
井 上 千 恵
渡 辺 裕 登
下 条 知 淑
杉 山 茂
篠 原 啓 輔
青 谷 宗 彦
原 田 正 伸
大 西 寛 和
齋 藤 一 幸
吉 田 夏 彦
宮 島 弘 江 |

(1) 審議事項

議案第 19 号 会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則

(2) 報告事項

ア 令和 6 年度全国学力・学習状況調査の調査結果について

イ 長期休業明けにおける児童・生徒の生活実態に関する調査結果について

ウ 荒川区伝統工芸技術継承者育成支援事業補助の中止について

エ 令和 6 年度東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞受賞者の報告について

オ 荒川区登録無形文化財及び保持者の解除について

カ 電子図書館サービスの開始について

(3) その他

教育長 ただいまから、荒川区教育委員会令和6年第20回定例会を開催させていただきます。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、4名出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、小林委員、長島委員、御両名にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

7月12日開催の第13回定例会及び7月26日開催の第14回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付し、この間、委員の皆様にご確認をお願いしてまいりました。本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 承認いたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、ただいまから議事を進行させていただきます。

本日は、審議事項1件、報告事項6件となっております。

まず初めに、議案第19号、審議事項から始めたいと思っております。議案第19号「会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則」を議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 3ページを御覧いただきたいと思っております。議案第19号「会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございます。人材確保が困難な状況になっていること等を踏まえまして、安定的な業務運営体制を確保するため、会計年度任用講師の公募によらない任用の取扱いを改めるためでございます。

内容を御覧いただければと思っております。会計年度任用講師の公募によらない再度任用について、上限の回数の規定を撤廃するものでございます。

経過を御覧いただければと思っております。令和2年4月1日から会計年度任用職員の制度が始まってございます。今年6年9月12日に区職員労働組合へ提示をしまして、10月4日に組合と妥結したものでございます。

対象となる区教育委員会が任命する会計年度任用講師につきましては記載がありますように、区立小・中学校配置の職及び区立幼稚園及び汐入こども園の配置の職でございます。

施行月日については、6年の11月1日でございます。

補足しますと、会計年度任用職員というのは、文字どおり会計年度、単年度の任用職員で、これが令和2年からスタートしておりまして、国が基本的には毎年公募すべきものを当初は2回まで更新が可能としておりました。そのため、それに倣いまして、荒川区の場合は4回更新が公募をしなくてもいいと書いてあったのですが、昨今、要するに非正規雇用、会計年

度任用職員が雇い止めになるのではないかとということがかなり議論が出まして、国も更新するときの2回という回数を撤廃しまして、荒川区についても今回4回というものを撤廃しますので、成績がよければずっと続けられるという制度になるという内容でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 本件につきまして御質疑がございましたらお願いいたします。

坂田委員 現在は公募はやっているわけですよね。公募に対する応募状況というのは、細かい数字などは必要ないのですが、全般的にどういう状況なのか、概括的に少し教えてください。講師の公募の状況など。

指導室長 そちらは今、申込みは始まっています。

坂田委員 細かい数字は必要ないのですけれども、応募状況というのですか、少なくなってきたなど。

指導室長 現在、継続してくださっている先生方は、おおむねそのまま継続してくださると聞いております。

教育長 新たな応募はいかがでしょう。

学務課長 現状はなかなか教員不足もありますので、特に区費時間講師につきましては、もともと65歳を超えた段階では、公募によらない再度任用というのは適用されずに毎年度公募による選考に応募していただいています。この区費時間講師につきましては、65歳を超えた方々が多く占めている職でございますので、そこについては毎年度公募という形で同じ方がそこに応募していただいて、選考の結果、採用という形になります。欠員が出た場合に、そこに対して募集はかけておるのですが、そこについての応募はかつてよりは少なくなったのが現状になってございます。

教育長 中学校の場合は教科によってはなかなか見つかりにくかったりしますよね。

教育総務課長 今回は教育に関わる場所なのですが、同じく区の職員の会計年度も同じような制度ですけれども、例えば学校用務主事、図書館司書、栄養士などについても今まで公募をしているところもあります。用務主事ですと、つい最近では1人の欠員のところに10人近く応募があり、職によってはかなり来ることにはなるかと思えます。

教育長 先ほど少し言いかけても、技術など、教科によっては時間講師を見つけるのが四苦八苦している状況があります。

長島委員 小中学校の時間講師のところに(区費負担)とありますが、ということは区費負担ではない時間講師もあるということですか。

学務課長 通常は都費負担の時間講師という形で、正規の先生が持てる時数が決まっておりますので、その時数を超える部分については都費の時間講師を雇用するのですが、ここに書い

である区費負担講師というのは、小学校のほうで主に算数・国語大好き推進事業というのを推進しておりまして、小学校1、2年生の算数及び国語にチームティーチングで指導するこの時間講師を雇って配置をしています。中学校に配置している区費時間講師は少ないのですが、ここに書いてある区費時間講師は、主に小学校1年生の算数・国語大好き推進講師と呼ばれているものがメインになってございます。

長島委員 幼稚園とこども園が書いてないのは、どういう理解をしたらいいのでしょうか。

学務課長 幼稚園の部分についてお答えさせていただきます。幼稚園については都費負担というのはございまして、正規教員に含めて全て区が費用負担してございます。任命権者も荒川区教育委員会が行ってまして、全員区が雇用して、区が報酬を支給している職でございます。

長島委員 なるほど、分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほかはいかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 ないようですので質疑を終了いたします。

議案第19号について御意見はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 討論を終了します。

議案第19号について、原案どおり決することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。議案第19号「会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定されました。

続いて、報告事項に移ります。

報告事項ア「令和6年度全国学力・学習状況調査の調査結果について」を議題といたします。下条指導室長、説明をお願いします。

指導室長 では、お手元資料7ページ、それから9ページ以降を御覧ください。令和6年度全国学力・学習状況調査の調査結果について御報告申し上げます。

実施日、対象、実施教科、問題の種類等は御覧ください。

お手元の資料9ページ、概要のところをそちらのほうに記載させていただいております。

今年度は、国語と算数、そして数学で実施をさせていただきました。

9ページの下段を御覧ください。荒川区の調査結果の概要について御報告いたします。表は、令和4年度、5年度、6年度を並べて記載させていただいております。令和6年度のところには網かけが入っております。

丸印は全国平均より高いが都平均よりは低いもの、二重丸は全国、都より高いものとなっております。小学校の国語は、平均正答率としましては、全国平均より高いが都平均よりは低く、算数も同じく全国平均よりは高いですが都平均よりは低くなっております。

中学校でございます。中学校は国語におきましては、全校、そして都平均よりは若干低くなっております。数学におきましては、全国平均より高いが都平均よりは低いということになってございます。

この傾向は、さきに実施しました区の学力調査と同じようなものでございます。

おめくりいただきまして10ページを御覧ください。各教科のそれぞれポイントを書いております。特にこちらのほうは御覧いただければと思います。特に平均正答率が高かった、もしくは低かった設問についてもこのように記載させていただいております。特に高かった、低かったというところでは、お手元の14ページ、荒川区の平均正答率が低かった問題を今回例として挙げさせていただいております。字が小さくて見づらいところがありますが、御覧いただけたらと思います。

全体としましては、国語につきましては、事実と感想、意見との区別が明確でなく、自分の考えを伝えるためにそうした書き表し方の工夫に課題が見られたといったところ。それから算数、数学につきましては、図形や単位量当たりの大きさについて、理解を伴う知識の習得、それから活用に課題が見られたというところでございます。

また、この後、質問紙調査についても御報告申し上げますが、児童質問紙調査と正答率の関係をクロス集計した結果、やはりふだんの授業で資質・能力を意識して授業をしているかどうかといったところで、例えばICT機器を活用している、話し合い活動を取り入れているといったグループのほうが正答率が高いということが分かりました。いわゆる個別最適な学び、協働的な学びが実施できているという回答があったほうこそ、得点、正答率が高かったという傾向が見てとれます。

では、11ページを御覧ください。11ページからは質問紙調査についてまとめさせていただいたものでございます。小学校は67、中学校は69の調査項目がございました。その中から、本区の教育施策の推進を考える上で関連のある項目を抜粋させていただいたものでございます。網かけは全国平均と比較して良好であったものでございます。

(1)は、ICT機器の活用に関連する質問でございます。こちらのほうで特に良好であったものは、「学校の授業以外に1日当たりどのぐらいICT機器を、勉強のために使っていますか」という設問への回答でした。

そして、「ICT機器を活用することによって、学習内容がよく分かる」といったところは、ふだんからの活用状況が表われていると見てとれます。しかしながら、ICT機器を授

業で友達と協力するような場面では、まだまだこれから十分に活用を進めていかなければと考えております。

次に、英語教育に関する質問でございます。(2)を御覧ください。

こちらのほうでは特に良好であったものは、「中学校1、2年生のときに受けた授業では、スピーチやプレゼンテーションなど、まとまった内容を英語で発表する活動が行われている。」また、「1、2年生のときは、自分の考えや気持ちなどを英語で書く活動が行われていた」といった、表現、それから共有化といった質問では、荒川区は全国に比較してもよい結果が表われています。

先日、中学校では英語スピーチコンテストも行われましたけれども、そうした英語学習の成果を発表する場を小・中とも設定しまして、英語でのコミュニケーション能力の引き続き向上を図ってまいります。

12ページを御覧ください。こちらは読書に関連する質問でございます。こちらのほうも小学校3つ、それから中学校1つ、全国に関連しても大変よい結果が表われています。こちらでもやはり日頃からの図書館を活用した授業、また学校司書との連携が日頃から活用されている結果だと考えております。

(4)学校生活に関連する質問につきましては、特に、「学校が楽しい。」、それから「先生はあなたのよいところを認めてくれている」と、生活指導に関連する設問をピックアップしました。こうした結果を踏まえ、子どもが円滑な人間関係を築けるような指導を継続的に行ってまいりたいと考えています。

13ページを御覧ください。家庭学習に関連する設問でございます。荒川区でも家庭学習の定着というのは大きな課題だと考えております。こちらを御覧いただきますと、比較的小学校のほうでは定着しているのかということが見てとれますが、中学校のところでもまだまだこれから課題があるのかということですので、御家庭と連携を取りながら御家庭での学習習慣付けについて、指導していく必要があると考えているところでございます。

そして14ページは先ほど申し上げました、平均正答率の低かった設問ということになります。

全体としましては、学習指導要領の趣旨にもありますが、主体的・対話的で深い学びに取り組んでいくということ、それが教科の正答率の高さにつながっているということ、私どももしっかりと、すべてのお子さんが、考えそして伝え合う授業づくりを学校とともに協力、連携して進めていきたいと考えているところでございます。

簡単ですが御報告は以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

小林委員 まず質問紙調査の3ページを見ますと、学校の授業時間以外に、ふだん、PC・タブレットなどのICT機器を勉強のために使っているかという質問に、荒川区は小学校、中学校ともに高く、これは荒川区がICT教育を推進してきた、そのような蓄積であろうかと思っております、いい調査結果が出たのではないかと思っております。

私が気になっている点ですが、2ページのところの小学校で、「書くこと」、思考・判断・表現・記述式ですけれども、この辺りの正答率が少し低いように思います。荒川区は書くこと、読書活動を重点的にやってきましたが、調査を分析しながら今後の教育にどのように改善していくのが重要かと思っております。「書くこと」が低かったということに関して何かコメントがあればお願いいたします。

指導室長 ありがとうございます。今回、「書くこと」につきましては、東京都、それから全国並べて平均正答率を書かせていただいておりますが、総じて低かったのかと考えております。自分の考えを記述して、必要な情報を取り出すことで表現の効果を考えるといったところは全国的にも課題かと考えております。しかしながら、やはり荒川区としましては、読書といった読み取る力を今度はアウトプットにつなげるところで、「書くこと」とともに「話し合うこと」、言語活動の充実を全般的・総合的に充実しながら、この「書くこと」についてもしっかりと子どもたち同士で話し合い、聞き合い、考えながら進めるように授業を改善するという取り組みをしていきたいと思っております。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

坂田委員 読書のところはやはり小学校と中学校の壁というのが、この調査でも見えているかと思っております。中学校になると習い事などいろいろ入ってきて、その影響が特に効いているということなのですが、数字の絶対値で見るとまさにそのようなことですが、ただ、全国平均と比べても低いというところは、荒川区としては課題としてあるのだと思えました。

指導室長 今回この読書については特に先生おっしゃるとおり、小学校と中学校の差があるところを私たちも認識しております。中学校も司書教諭等が読書環境の改善には十分取り組んでくださっているところでございます。特に新聞につきましては、荒川区としましても読める環境を整えておりますので、今回この調査結果を学校とも共有しまして、どのように改善ができるかというところを検討してまいりたいと思っております。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

長島委員 質問紙調査のほうで、13ページの家庭学習に関連する質問で、テレビゲームやSNS、と の内容ですけど、1時間以上や4時間以上など、幅を取ってみてますよね。これは4時間以上、3時間以上など、内訳はすぐ分かりますか。

指導室長 また、後ほど準備してまいります。申し訳ありません。

長島委員 自分の周りにもいろいろいて、3時間以上、4時間以上はどのくらいいるのか聞いてみたかったことが一つと、あと、児童・生徒に対する質問紙調査と、あと学校質問紙調査があるのですよね。

指導室長 はい、ございます。

長島委員 それは教育委員会の何か活用できるというか、結果について何かあったりするのですか。

指導室長 御指摘ありがとうございます。学校質問紙調査も確かに実際に行われておりまして、全体的な傾向が出ています。そちらのほうは私ども校長会と共有しまして、学校経営に実際どう活用できるかというところは情報提供させていただいております。また、こちらとしても教育委員会訪問等々のときに材料として使わせていただいて、校長先生の学校経営がさらによりよくなるような一つの材料として活用させていただいております。

小林委員 このデータの分析ですけれども、クロス集計はされていますか。例えばどのぐらい本がありますかという回答と書くことに関してとか、クロス集計はどのようなのでしょうか。

指導室長 今回の資料には掲載しておりませんが、各設問ごとにクロス集計というのはデータとしては受け取っております。

小林委員 わかりました。

坂田委員 そういう意味では、例えば家庭学習の ですか、それから読書の部分の の関係や、どれくらい相関があるのか、そういうのを見てみるというのもいいのではないかと思います。読書の のほうは、どちらかという家庭環境なので、(3)の のほうがやはりそういう面では重要だと思います。

指導室長 ありがとうございます。特に今回は、学校の授業以外における児童・生徒の勉強時間というところは私どもは大変注目しておりました。全国的にもやはり小中とも令和3年度以降、平日、休日とも減少傾向にあると聞いております。また、テレビゲームをする時間は小中学生とも横ばいでした。

しかしながら、SNS、動画視聴については、小学生は横ばいなのですが中学生がやはり増加傾向であると分析がされておりました。

教育長 よろしいでしょうか。

では、次に、移らせていただきます。報告事項イ「長期休業明けにおける児童・生徒の生活実態に関する調査結果について」を議題とします。杉山教育センター所長、説明をお願いします。

教育センター所長 「長期休業明けにおける児童・生徒の生活実態に関する調査結果について」、御説明、御報告させていただきます。

ポイントとしましては、長期休業明けの児童・生徒の心のケア及びヤングケアラーと思われる児童・生徒の抽出のための調査結果について御報告いたします。

調査名としましては、「夏休み明けアンケート調査」でございます。

目的としましては、長期休業明けの児童・生徒の心のケアのため、生活実態を把握するとともに、ヤングケアラーの子どもたちの心のケアを目的に支援に資するためでございます。

実施時期でございます。9月3日～9月17日までをアンケート調査の期間といたしました。

対象としましては、区内小中学校の全児童・生徒でございます。

実施方法としましては、タブレットパソコンでアンケート調査を行いました。また、アンケート結果を基に、教員が聞き取り調査を実施しております。なお、小学校3年生以上につきましては、「ヤングケアラーを支える」というスペシャルアニメを視聴しまして、感想をもらいました。そして、また聞き取りを行ったというところでございます。

6番、調査結果でございます。まず、小学校につきましては、こちらの御覧のとおりでございます。下の欄の米印につきましては、様々ないじめ、不登校、希死念慮、ヤングケアラーについての数字の根拠が載っております。

そして16ページを御覧ください。16ページにつきましては、中学校の結果でございます。同じく下の米印につきましては、いじめ、不登校、希死念慮、ヤングケアラーについての数の根拠でございます。

7番、アンケート調査に基づく学校が行った聞き取りの状況の結果でございます。まず、「いじめの可能性」がある児童・生徒につきましては、56名を把握いたしました。続きまして、「不登校につながる可能性」のある児童・生徒につきましては、64名を把握いたしました。そして、「希死念慮の可能性」のある児童・生徒については1名を把握いたしました。そして、「ヤングケアラーの可能性」のある児童・生徒につきましては、37名を把握してございます。

学校が把握をした、特にヤングケアラーの可能性のある児童・生徒から聞き取りを行ったところ、自分のやりたいことを後回しにして弟や妹の世話をしているケースが5件確認をされました。小学校4件、中学校1件でございます。

中学校におきましては、家族のために過度に食事を作ったり、掃除や洗濯をしたりするケースが1件確認されました。

8番、調査結果後の対応についてでございます。まず、調査結果におきまして、いじめ、不登校、希死念慮、ヤングケアラーの可能性のある児童・生徒に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが関係機関と連携をして支援につなぐ等、早期に対応して

まいります。

(2)でございます。「悩みや困っていることについて話を聞いてくれる人はいますか」の設問に「いない」と回答した小学生141名、中学生3名におきましては、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどに学校全体で寄り添った対応・支援を行うとともに、定例校長会等を活用し、SOSの出し方の教育に力を入れるよう各学校に指導助言を行ってまいります。

(3)でございます。生活指導主任研修等を活用しましてヤングケアラーについての理解をさらに深める研修会を実施するとともに、研修を受けた教員がOJT等校内での研修を実施し、区内全体で教員の意識を高め、ヤングケアラーの可能性のある児童・生徒の早期発見・早期支援に努めてまいります。

9番、今後についてでございます。本区で実施をしている調査と全国のヤングケアラーの可能性のある児童・生徒調査に乖離があるため、冬休み後に実施する長期休業明けアンケートにつきましては、支援が必要な児童・生徒を確実に把握するため、ヤングケアラーの可能性のある児童・生徒の把握に特化した調査を実施する予定でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

長島委員 全国の調査との乖離が見られるというのは、どのような乖離ですか。

教育センター所長 全国の調査につきましては、中学生において17人に1人がヤングケアラーの可能性のある児童・生徒であるという結果が出ております。5.7%という数字が出ておりますので、本区の児童・生徒で言うと、約165人という数字となっております。ただ、今現在は37名という状況でございますので、そこと大きく乖離が見られるという結果でございます。

長島委員 区の調査が少な過ぎるというのは変ですけれども、少ないということですね。

教育センター所長 実態を本当に把握できているのかというところで、きちんとした、ヤングケアラーに特化した調査をこれから行っていくと考えてございます。

坂田委員 結果のシートを見る限り、まず1つは、前回もそうだったと私は記憶しているのですが、小学生と中学生で「家族のお世話をしていますか」という質問に対する捉え方に違いがあって、小学生のほうはケアラーというよりは、お父さん、お母さんの役に立っているといういい意味でのそういう積極的な認識が含まれているのかなという、だから割と数字が大きくなっていて、中学校のほうはその数字が極端に少ないのですよね。今おっしゃった先ほどの全国との乖離については推測されるところ、実際の真実は多分両方の中間にあって、小学校は多分ケアラーではない、我々が言っているケアラーではなくてお手伝いして貢

献しているなど、そういったものが含まれていて、中学校のほうは理由は分かりませんが、家族のお世話をしているという回答していない子がかなりいるというか、そのような可能性があるのかなと見えますけれども、いかがでしょうか。

教育センター所長 委員おっしゃるとおり、小学生と中学生においては認識の違いが確かにはっきりと表れております。小学生に家族のために食事や洗濯をしている人ということで聞いたところ、1,131名のお子さんが洗濯や掃除をしているということで回答が挙がってきています。そこで学級担任が聞き取りを一人一人にしまして、そこでヤングケアラーか本当にお手伝いなのかというところを判別をしまして、そこで絞っていくというようなことをやっていこうと思っております。

坂田委員 そういう意味では小学校のほうはかなり広めに、まずアンケートで対象となり得る子どもたちを捉えているので、先生方は大変ですけれども、我々が認知できない子どもたちがかなり少ないというか、そういうことになっているのかと思います。

教育センター所長 委員おっしゃるとおり、小学生につきましては、そのようなお手伝い等がありまして、広く回答しているところがございますので、学級担任が聞き取りを行って、本当にヤングケアラーというお子さんをしっかり把握をしていきたいと思っております。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

小林委員 この調査は非常に重要だと思います。16ページの中学校のところを見ますと、3の質問で「悩みや困ったことについて、話を聞いてくれる人はいますか。」ですけれども、「いるが話はしたくない。」という数字が高く、これは気になるところです。いるのだけでも話ができないということがあり、生徒さんにどのようにして話してもらえるようにしていくのか、それがとても大事かと思っております。

教育センター所長 委員おっしゃるとおり、悩んでいても相談できる人がなかなかいない、または話したくないというお子さんに対しては、まずはスクールカウンセラーにしっかり身近な存在になってもらうというので、ふだんからスクールカウンセラーが子どもたちの中に入って、しっかり相談できるという体制づくりをすることが大事かなと思っております。また、SOSの出し方教育ということで、何か困ったこと、悩んだことがあったら身近な大人や先生たちに相談するのだよという教育をやっていながら、相談できるように話しやすい体制をつくっていききたいと思っております。

小林委員 よろしくをお願いします。

教育長 よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 では、次に移らせていただきます。

報告事項ウ「荒川区伝統工芸技術継承者育成支援事業補助の中止について」を議題とします。篠原生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 「荒川区伝統工芸技術継承者の育成支援事業における中止について」御報告いたします。

資料19ページを御覧ください。木版画摺の継承者として、令和6年の1月より、まずステップ1として3か月、それから令和6年4月よりステップ2の修業に入っておりましたマージーキさんが、修業とアルバイトを両立していくことが難しく、修業が思うように進まなかったとのことで指導者との話合いの結果、これ以上の継続は困難であると判断により中止することとしました。

中止に至りました主な要因としましては、4月からの本格的な修業において、修業による負担感で体調不良の訴えがあるなどの状況でございました。

指導者であります小川さんとしまして、マージーキさんと繰り返し、いろいろとお話させていただいたというところではあります。現状の本人の負担感ということを踏まえると、これ以上の技術指導は難しいというところの結論に至ったこととございます。

参考までに、支援事業の状況について御説明をさせていただきます。資料の備考欄にも補助内容のところになりますが、ステップ2におきましては、マージーキさんに対して、月額5,000円で月額10万円を上限としまして、また家賃補助として月額3万円の補助がございました。

指導者であります小川さんには材料費として月額1万2,000円の補助を実施していたというところがございます。

説明は以上になります。よろしくをお願いします。

教育長 ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。

マージーキさんはどこの国の人でしたか。

生涯学習課長 中国、香港と伺っております。

教育長 せっかく伝統工芸技術を学ぼうと思って継承者育成支援事業に応募していただいて、修業していただいていたのですけれども、ただいまの説明のような理由で断念せざるを得なかったということです。とても残念ですけれども、こればかりは仕方ないですね。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 それでは、次に移らせていただきます。

報告事項エ「令和6年度東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞受賞者の報告について」を議題とします。篠原生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長 令和6年度の東京都優秀技能者（東京マイスター）知事賞受賞者の報告でございます。

受賞者は荒川区伝統工芸技術保存会に所属されております、村井泰雄さんでございます。

表彰名、表彰者は資料2 1ページに記載のとおりでございます。

表彰の内容でございます。東京都では、中小企業におけます技能者の育成等を図るとともに、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させまして、技能者の社会的地位や技能水準の向上を図るという目的で、極めて優れた技能を持ち、他の模範と認められる方々を毎年40名、東京マイスターとして表彰しているものでございます。

今回受賞されました村井さんでございますが、100年以上続く「桐たんす」の職人の家にお生まれになりまして、昭和46年から修業に入り、現在53年間にわたり従事をしている職人でございます。

現在、荒川区伝統工芸技術保存会の副会長として担っていただいているとともに、7月に開催しております「あらかわの伝統技術展」など、区共催の事業運営にも積極的に携わっていただいております、技術の公開・普及にも貢献していただいているというところでございます。

また、令和4年度には、お兄さんであります村井正孝氏とともに、荒川区の指定無形文化財保持者に認定されているところでございます。

最後に表彰式でございますが、今年11月14日木曜日、京王プラザホテルにて開催される予定であり、当課の担当者が随行させていただく予定でございます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら申し上げます。

小林委員 質問ではないのですが、**「あらかわの伝統技術展」**などで非常に活躍されていらっしゃる方かと思えます。実際に見せていただいたこともございまして、荒川区の伝統工芸技術保存会でも活躍ということで、今回の受賞は本当にうれしいことです。引き続き御活躍していただきたいということで、よろしくお伝えください。

以上でございます。

生涯学習課長 お伝えさせていただきます。

教育長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。

お兄さんはどうして知事賞に選ばれなかったのですか。

生涯学習課長 お兄さんの村井正孝さんは昨年度、令和5年度に既に受賞されていますので、2年連続で兄弟で受賞になります。

教育長 荒川区の無形文化財保持者になったときは一緒になったのですよね。

生涯学習課長 はい、一緒に登録されました。

教育長 知事賞は、まずはお兄さんがなったのですね。

生涯学習課長 先にお兄さんが昨年度受賞されたということです。

教育長 お兄さんとたんすの作業を分けてやられているのですよね。

生涯学習課長 組み上げるのがお兄さんがやっていたいて、最後、泰雄さんは仕上げのほうの技術ということです。

教育長 小林委員から御発言あったように、これからも御活躍いただいて荒川区の伝統工芸技術の普及に御尽力いただければと思います。

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 次に、報告事項オ「荒川区登録無形文化財及び保持者の解除について」を議題とします。説明をお願いします。

生涯学習課長 「荒川区指定無形文化財及び保持者の解除について」でございます。

文化財の名称は、荒川区指定無形文化財、工芸技術でございます。

保持者は、象牙挽物・細工の梶田秀樹さんでございます。

昭和26年2月8日生まれの73歳で、住所は、荒川区東尾久一丁目12番9号でございます。

荒川区指定無形文化財保持者としての登録が平成17年度となっております。

解除年月日及び解除理由でございますが、本年9月30日御逝去されたためでございます。

報告は以上でございます。

教育長 御質問等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

謹んで御冥福をお祈り申し上げます。

〔「なし」の声あり〕

教育長 では、次に報告事項カ「電子図書館サービスの開始について」を議題とします。青谷ゆいの森課長、説明をお願いします。

ゆいの森課長 「電子図書館サービスの開始について」御説明いたします。

この電子図書館サービスは、令和6年10月18日からサービスを開始いたしました。いつでもどこでも誰でも読書を親しめる環境整備の一つとして、試行的に開始したものでございます。この電子図書館は、図書館ホームページとは別サイトの独立したサービスでございます。専用の電子資料のライセンスを購入し利用に供するものでございます。

こちらは試行的に開始いたしましたので、今後利用者の意見も伺い、利用状況を分析、電子書籍市場の拡大等も踏まえ、運営規模の検討等今後の方向性を検討していきたいと考えてございます。

サービスの内容ですが、図書資料、雑誌資料、こちらについてそれぞれ約3万2,000点を図書資料として御用意させていただいております。パブリックドメイン等も含んでおりまして、著作権など知的財産権が消滅したいわゆる青空文庫、誰でも自由に利用できるものも含まれてございます。

雑誌につきましては、約5,300タイトルでございます。

また、資料の貸出につきましては、貸出点数は2点まで、貸出期間は336時間、14日間相当でございます。予約することもできまして、予約点数は2点まで、取置期間は72時間、3日間相当でございます。

同時に貸出ができる、アクセスできるコンテンツとして調達しておりますアンパンマンの絵本、71点につきましては、ほかの利用者も同時に借りることができます。

続きまして、雑誌の貸出につきましては、こちらの貸出期間は先ほどの資料と同様336時間でございます。こちらも同時アクセスコンテンツであるため、ほかの利用者と同時に借りることができます。また、バックナンバーも閲覧可能でございます。貸出点数の制限はございません。

そして、利用方法でございますが、電子図書館サービス専用サイトにアクセスして利用していただきます。サインインに必要な情報として、図書館の利用カードの番号やパスワード等が必要でございます。別サイトでございますので図書館ホームページのパスワードとは異なります。

また、皆様のお手元に配付しております、A3両面のカラー刷りのものがございます。こちらはホームページに電子図書館の利用方法を書いても、端末を使っているとそれが見えないので、紙ベースで作らせていただいた説明資料になってございます。左上から、電子図書館サービスにアクセスするところから説明を書かせていただきまして、サインインの画面を出して、そして利用番号等を入力してサインインします。それで次のページに書いてございますが、「読みたいものを探してみましょう!」ということで、特集から、またコレクション、そして検索から探すといろいろなメニューも御用意してございます。

裏面に行きまして、裏面の左上から御説明させていただきますと、電子書籍の借り方が書いてございます。「貸出可能」なことを確認できたら「借りる」を押すとすぐに読むことができます。そして、その下は予約の方法でございます。この借りた本を期限が過ぎる前に自分で返すことももちろんできるのですが、期限が切れたら自動で返却されるというものでございます。右側には「読んでみましょう!」ということで、電子書籍の利用方法をこちらに記載させていただきました。そもそものデジタルデバイスの方に対してはスマートフォンの使い方から説明することも必要と考えており、今後の電子書籍の利用状況等もしっかり把握

して本格実施につなげていきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いします。

坂田委員 雑誌やアンパンマン絵本を除くと、電子書籍ですけれども同時の貸出点数は制限されてしまう、そういうことなのですね。

ゆいの森課長 アンパンマン絵本と雑誌以外でいいますと、約3万2,000タイトルというところで、この中で著作権が切れているものについては3万冊、それ以外が一般的な本になりますが、こちらについては誰かが借りていると借りることができないものになっておりますので、こちらについては紙の本と同じように待っていただくということになります。

教育長 よろしいでしょうか。

坂田委員 はい。

小林委員 雑誌資料の中にどういったものが入っているのかというのを少しお伺いできればということと、この資料はダウンロードは不可という扱いですか。

ゆいの森課長 雑誌につきましては、旅行雑誌や経済誌、ファッション雑誌等々をそろえております。ダウンロードではなく、ブラウザ上でストリーミングという形で見ていただくという方法になります。ですので、随時、インターネットに接続する環境が必要となってございます。

小林委員 分かりました。

教育長 ダウンロードできてしまうと、ややこしくなってしまうのですよね。

ゆいの森課長 1回Wi-Fi環境でダウンロードして利用者の方が家でWi-Fiのないところでも読めるという本を考えたのですけれども、そうすると、やはり今、教育長がおっしゃったとおり、紙の本を売っている本屋さんにかかなり影響が出ていまして、紙の本より電子書籍の本、同じ本の内容でも大体3倍ぐらい値段がかかってきます。なかなか電子図書館サービスもどこも試行実施といいますが、結構手探りな部分もありますので、荒川区民の方々に初めて提供するサービスでございますので、そこはやはり区民ニーズや利用方法のどのようところがやりやすいかなど、引き続き検討、研究していきたいと思っております。

小林委員 ありがとうございます。

教育長 利用者番号を持っていれば区民以外の方も利用できるのですか。

ゆいの森課長 電子書籍を利用する場合は荒川区に在住、在学、在勤の方が対象となります。

教育長 電子書籍は在住、在勤、在学の人しか借りられないということですね。

ゆいの森課長 図書カードを持っている方でも、区外の方は在学または在勤でない場合は電子書籍が利用できないということでございます。

これを導入する前に結構23区の図書館に調査しました。荒川区以外は全て指定管理が委託ですので、その指定管理をしている会社がもう既に電子書籍を自分の判断で入れているというところはありませんが、電子書籍の利用率が悪くてやめる予定というところがあったり、区民によってはなかなか使われないところもありますので、まずはスモールスタートで始めていって、その利用頻度、ニーズを探っていくのがいいのかなというところで考えております。

長島委員 雑誌のところはバックナンバーも閲覧可能とあるではないですか。要は最新のものを見られる雑誌は、ファッションあるいは旅行関係の雑誌が発行されたら、すぐ見られるということですか。

ゆいの森課長 はい、電子図書館の雑誌につきましては、新しいものもきちんと取りそろえてあるものは見ることができます。雑誌については読み放題パックとなっていますので、こちらについては大丈夫でございます。

教育長 それでは、用意させていただいた件は終了です。

指導室長 教育長、すみません。1点追加で御報告をお願いします。

先ほど全国学力・学習状況調査の御報告の中で、長島委員から13ページ、テレビゲームをどれくらいしますかという御質問を頂きました。資料が整いましたので御報告申し上げます。

お手元13ページでございますが、設問としまして、「4時間以上、それから3時間以上、4時間より少ない、2時間以上3時間より少ない、1時間以上2時間より少ない」に加えまして、ほかにも「1時間より少ない」、そして「全くしない」という設問がございました。荒川区の中で最も回答率が高かったのが小学校では、「1時間から2時間」、これが23.3%でございました。中学校もこちら「1時間から2時間」というのが21.1%で最も多い回答率でございました。小学校では順に申し上げますと、次に多かったのが「1時間より少ない」20.4%、そして次に多かったのが「4時間以上」、これが17.6%でございました。そして、「2時間から3時間」が17.2%「3時間から4時間」が11.1%、そして最も少なかったのが「全くしない」というのが10.3%、それでも10.3%おりました。

中学校のほうでございますが、「1時間から2時間」というのが21.1%で最も多かったです。次に多かったのが「2時間から3時間」20%、「4時間以上」が第3位で17.7%おりました。そして、「1時間より少ない」が15.8%、「3時間から4時間」が13.5%、そしてやはり「全くしない」と回答した11.7%が最も少ない回答でございました。

こちらでもクロス集計の結果が出ておまして、「4時間以上する」というお子さんに比べて「全くしない」と回答したお子さんのほうに行くに従って平均正答率が高くなっているという傾向が表われております。

以上でございます。

教育長 全国平均との差異など、細かいデータについては後ほど御提供させていただきたいと思っております。

最後に教育委員会の日程について、山形課長、説明をお願いします。

教育総務課長 27ページを御覧いただければと思います。今回については修正はございません。しかし、これから九中の夜間学級を御視察いただくかなと、ちょうど今、おいしい香りがしてまいりましたけれども、授業を御覧いただいた後に、御視察いただいた後に生徒たちの給食も用意してございますので、どうぞよろしくをお願いします。

以上です。

教育長 この後、学校の説明をいただいて授業等の視察になるのですが、せっかく事務局のほうで用意してくれましたので、それぞれ説明をお願いします。

生涯学習課長 資料のこちら「第八回あらわ座市」のチラシを机上に配付させていただきました。今年の11月頭の三連休で、いわゆる実演販売的なものでございます。伝統工芸技術保存会の職人さんに当日実演をいただきながら一部物販を行うというものでございます。荒川ふるさと文化館1階の伝統工芸ギャラリーにて実施をさせていただきますので、もし御都合が合いましたら御来場いただければと思います。

説明は以上です。

ゆいの森課長 「吉村昭が描く『桜田門外ノ変』」のパンフレットを配らせていただきました。10月20日～12月18日まで、ゆいの森あらかわの3階の企画展示室で実施しております。ここには、今回、吉村先生が『桜田門外ノ変』では、関鉄之介を主人公として小説を書いておまして、その関鉄之介が捕獲された地について書いてある本が、東京大学の資料編集所から本物を借りてきて展示してございます。

先生はもともとは複写を持っていたのですが、実際に今回は本物を借りてきて展示しておりますので、お時間があるときに来ていただいて、実際に見ていただければと思っております。よろしくをお願いします。

教育長 先ほど山形課長から教育委員会の日程について変更ありませんということで説明があったのですが、もし調整がつけば、次回の教育委員会の後、ゆいの森に、お時間のある先生方だけでも寄っていただければと思います。その際に学芸員から説明をさせていただくように企画してみたいと思っております。次回の教育委員会までに御連絡ができるようにしたいと思います。

ております。

以上をもちまして、教育委員会を閉じさせていただきます。

了